

## 意見書（医師記入）

オルタス そらいろ 保育所施設長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

病名 「 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

下記感染症について子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス 感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として5日を経過すること。
風しん	発しん出現の7日前から後7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消え2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄が確立している5歳以上の小児は出席停止の必要なく、5歳未満の子供については2回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること
結膜炎菌性結膜炎	(一)	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。